＜動画を作成する際には、著作権や肖像権に留意すること＞

具体的には、特に次の点について考慮して下さい。

a. 周囲の無関係の人が映り込んでも構いませんが、その人が誰かを特定できる程度のものは不可です。より具体的には次の通りです。

a-1. 後ろ姿はOKです。

a-2. 正面や横顔でも、遠くに映っているだけの場合はOKです。

a-3. 正面や横顔で、比較的近くに映っている場合は不可です。どうしても入ってしまう場合はモザイクを入れるようにして下さい。

a-4. インタビューをすると依頼し、また、この動画をYouTubeで公開することについてもきちんと説明した上で許可を得た場合は、本人が特定できる程度のものでもOKです。

b. YouTubeはJASRACと使用許諾契約を締結していますが、本動画は「立命館大学の学食」あるいは「立命館大学で購入できる商品」を紹介する動画となりますので、場合によってはCMととらえられるかも知れません。その際にはCM配信のための手続きをする必要があります。そのような手間を省くためにも、著作権の切れたものを使用するようにして下さい。音楽著作権は作者の死後50年以内は保護されます。具体的には次の通りです。

b-1. 現在生存中のアーティスト・作曲家の音楽を使用しないこと。

b-2. 死後50年未満のアーティスト・作曲家の音楽を使用しないこと。

b-3. 死後50年以上のアーティストの音楽の使用は可能です。

b-4. 死後50年以上の作曲家（例：モーツァルト）の音楽を使用する場合、50年以内に録音されたものは使用不可です。（隣接著作権）

b-5. 死後50年以上の作曲家の音楽を自らが演奏して使用することは可能です。

c. ある商品や場所の紹介動画に音楽を使用した場合、音楽のイメージと商品や場所が結びつけられてしまうことがあります。音楽に特定のイメージがついてしまうこと、あるいは曲本来のイメージとかけ離れた状況で使用されている場合、作曲者や演奏者から使用停止の要請が出されることがありますので、この点も念頭に置いて考えてください。（著作者人格権）